第１回 葉山町介護保険事業計画等運営委員会 議事録

日時：令和７年１月23日(木)13:00～14:05
場所：葉山町役場 3階 協議会室 2

委員会の概要

１ あいさつ
２ 会長及び副会長の選任について
３ 高齢者福祉計画 介護保険事業計画について
４ 第９期葉山町介護保険事業計画の進捗状況について
５ 今後の委員会スケジュールについて
６ その他

配布資料

資料１	葉山町介護保険事業計画等運営委員会傍聴要領
資料２	高齢者福祉計画 介護保険事業計画について
資料３	第９期 葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況
資料４	第９期(令和６年度～令和８年度)葉山町介護保険事業計画等運営委員会スケジュール
参考資料１	ともにはぐくむ介護保険（パンフレット）
参考資料２	高齢者おでかけタクシー（チラシ）
参考資料３	葉山町認知症対策講演会（チラシ）
参考資料４	葉山町高齢者みまもりにご協力ください（チラシ）

出席者等（敬称略）

会 長…… 玉川 淳
副会長…… 岩﨑 仁彦
委 員…… 木内 シヅ、相澤 寶子、加茂 公隆、守谷 勝、山岡 明美、中野 徹、宮川 康代
９名出席
事務局…… 和嶋福祉部長、内田福祉課長、課長補佐中込、主任和田

会議録（概要）

（１） 冒頭あいさつ等

内田課長（司会）：定刻となりましたので、第１回葉山町介護保険事業計画等運営委員会を開催させていただきます。私は福祉課長の内田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。正副会長が選任されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。なお議事録作成のための音声の録音させていただきのでご了承ください。前期計画及び委員任期は令和６年３月31日で満了していることに伴い、改めて９名の方へ当委員会の委員を委嘱させていただきました。第10期の計画策定に向け、3年間の任期となりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは福祉部長の和嶋よりご挨拶を申し上げます。

和嶋部長：皆様、こんにちは。福祉部長の和嶋と申します。この度は当運営委員会の委員をお引き受けいただきありがとうございます。皆様の任期は、今お手元にある第９期計画期間中の令和９年３月31日までの、次期である10期を作り終えるところまでになります。その間、最初の１年目２年目にこちらの進捗管理を、最後の年は次の計画の策定となりますので、皆様にいろいろなご意見をいただいて、進めていきたいと考えています。

介護保険制度は2000年にスタートしました。25年が経過し、その間制度の変遷もございました。現在は全国的に少子高齢化の課題があります。それに伴って介護認定されている方が、葉山町でも増えており、住民の方々は介護保険料への跳ね返りを心配されていると思います。65歳以上の方から徴収している介護保険料の基準額は、最初の2000年は月2,707円でした。今期は月5,400円の約２倍です。やはりサービス需要が増えると、保険料も上がってくるという現状です。また、全国的に言われている2025年問題は、団塊世代が75歳以上になり、2040年問題は、団塊ジュニアの方たちが、65歳以上になります。今後、介護を必要とする割合が急増する75歳以上において、特に介護予防が必要となります。さらに、65歳以上の方単独世帯が葉山町でも多くなっております。こうしたことを背景に、葉山町でも、高齢者の方の介護の問題を含め複雑かつ困難なケースが増えています。そこで地域福祉の担い手である社会福祉協議会や、地域包括支援センターを中心に、住民の方にも主体となって介護サービス提供側となり取り組んでいただいてます。また、認知症ケアや孤独死等の課題もあります。本計画には、基本理念が「お互いに支え合い、生き生きと健康に過ごせるまち、はやま」と掲げています。年齢を重ねても自分らしく住み慣れた地域で暮らせるようにというまち作りを目指していく、ということでもあります。重点的な取り組みとして、①地域包括ケアの更なる推進、②介護人材の確保・育成、③認知症対策です。認知症対策として、２月８日に福祉文化会館で、認知症の第一人者の先生をお招きしまして、講演会も予定しております。この委員会では、申し上げたような様々な課題がありますが、ぜひ皆様それぞれのお立場から忌憚のないご意見ご提案をいただいて、よりよい進捗管理、それから事業計画の策定に繋げていければと考えております。よろしくお願いいたします。

内田課長：今回第１回目ですので、各委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。名簿順でお願いします。

（自己紹介省略）

内田課長：まず初めに、当委員会は、規則第５条の規定により委員の過半数の出席をもって成立をいたします。本日は９名の委員に出席をいただいておりますので、成立していることをご報告申し上げます。それでは議題の２に入らせていただきます。会長、副会長の選任に移ります。計画冊子、こちらの 23 ページになりますが、委員会規則第４条第２項の規定により、会長、副会長は、委員からの互選となってございます。どなたか会長、副会長のご推薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか？

守谷委員：まず会長に関しては、この運営委員会の公平性、方向性を担保するために、玉川先生が適任ではないかと思います。あと副会長に関しては、やはり医療介護に造詣が深い岩﨑先生が適任ではないかと思いますので推薦させていただきます。以上です。

内田課長：ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか？
　それではご推薦いただいたとおり、会長には県立保健福祉大学の玉川先生、副会長に逗葉医師会の岩﨑先生にお願いしたいのですが、いかがでしょうか？賛成の方は挙手をお願いをいたします。（全員挙手）ありがとうございます。それでは玉川先生に会長、岩﨑先生に副会長をお願いしたいと存じます。お手数ですが、座席の移動をお願いいたします。それでは、玉川会長。最初にご挨拶をお願いいたします。

玉川会長：神奈川県立保健福祉大学の玉川でございます。社会福祉学科で教鞭をとっております。会長にと皆さんからご推薦いただきましたので、しっかり務めさせていただきたいと思います。自己紹介ですが、５年前までは厚労省の行政官をしておりました。制度等に関しては条文上で読んでいますが、現場の悩み、実態等は勉強して参りたいと思います。

内田課長：ありがとうございました。続きまして岩﨑副会長ご挨拶お願いいたします。

岩﨑先生：３年前に二瓶先生から引き継ぎ、２期目となります。普段から介護保険の主治医意見書を作成していますので、制度の事は多少分かっているという感じです。よろしくお願いします。

内田課長：ありがとうございました。続いて資料１をご覧ください。本委員会は原則公開することとなっております。町ホームページで傍聴者を募集したところ、希望者はいらっしゃいませんでしたのでご報告させていただきます。（資料確認省略）それでは以降の進行につきましては、玉川会長よろしくお願いをいたします。

玉川会長：ではお手元の運営委員会次第に沿って、２番まで終わっておりますので、議題３「高齢者福祉計画介護保険事業計画について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局和田：まずは資料１、当委員会傍聴要領となっております。本日の傍聴希望者はいらっしゃいませんでしたが、傍聴者の資格や決定等を定めております。委員会開催の都度募集しますので、このような規定があることをご承知おきいただければと思います。続いて資料にはございませんが、議事録についてです。議事録は、要約版が完成次第、ホームページにて公開します。また次回開催の委員会でも、前回議事録として配布をさせていただく予定です。次に、計画冊子の 93 ページ、当運営委員会の規則でございます。第２条「委員会は、葉山町介

護保険事業計画並びに高齢者福祉計画の進行及び改定に関する事項を審議し、その結果を報告し、または意見を建議するものとする。」となっております。次は規則 5 条第 1 項、委員会の会議は会長が招集し、第 2 項で、その会議は委員の過半数が出席しなければ開催できない旨が記載されております。次に資料 2 、法的な位置づけについてご説明いたします。

まずは介護保険事業計画についてですが、介護保険法第 117 条第 1 項「市町村は基本指針に則して 3 年を 1 期とする、当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」となっております。この計画において、今後 3 年間で要支援、要介護者見込み数や、訪問介護、通所介護といった介護サービス費の見込み量等を定め、これに基づき介護保険料を決定することとなります。今回の委員会では、令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間について、第 10 期介護保険事業計画として策定していきます。

次に高齢者福祉計画ですが、資料 2 の 3 ページ目、老人福祉法第 20 条の 8 では在宅介護サービス事業所や介護施設等の量やその方策を定めることとなっております。その前のページ資料 2 ページ目、第 6 項と 3 ページ目の第 7 項に記載されている通り、根拠法令は違いますが、それぞれに一体的に作成をしなければならないとされております。計画冊子の表紙には、二つの計画「高齢者福祉計画と介護保険事業計画」と二つの名称が掲載されています。以上当計画についてご説明となります。

玉川会長：事務局から資料 2 についてご説明がありました。質問、あるいはご意見がある方いらっしゃったら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは議題 4 ということに移りたいと思います。内容について事務局の方からお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局中込：資料 3 をご覧ください。まず資料の内容の訂正をさせていただければと思います。口頭で失礼いたします。6 ページ目の一番上、無料送迎サービスの令和 3・4 年度の人数が間違っておりました。令和 3 年度は 243 人。令和 4 年度は 314 人に訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

改めまして進捗状況について事務局より説明させていただきます。資料 3 にある推計などの表やグラフは、見える化システムという厚労省が管理するデータシステムから地域分析のために作られたものになります。計画の冊子に載っている表と作りが違うところがありますことをご了承ください。

葉山町全体の人口は減少傾向にありますが、75 歳以上の高齢者は増加傾向にあることがわかります。そして、65 歳以上 74 歳未満の方の増加のピークというのが、2040 年頃を予測しております。一方、65 歳未満の人口は徐々に減少していく見込みとなっております。先ほど来お話がありました介護の担い手不足という課題が出てくると考えています。

2 枚目になります。要介護認定者数の推移は、65 歳以上の人口に対して要介護認定されている方の数になっています。いずれの介護度においても増加傾向にあるのが分かります。今後 75 歳以上の高齢者の増加に伴って、要介護認定者数も増えていくというのが今後も見込まれており、介護予防、そして重症化予防の取り組みが重要になってくると考えております。

2 ページ目の下段、近隣自治体との要介護認定率の比較です。近隣の市町村・県・国との比較では、葉山町は認定率が低いことが分かりました。ただ、この資料にはないのですが、経年変化で比較をしますと、その割合

の差というのが縮まってきている現状です。今一度、重症化予防、介護予防に取り組んでいく必要があると考えています。

３ページ目、介護給付費の推移です。介護サービスの利用実績を、千円単位で表しています。令和３年度はまだ新型コロナウイルス感染症の影響がまだ残っていた時期で、通所サービスを控え、訪問サービスを受けている方が多い状況でした。令和６年度は、訪問サービスから通所サービスの方に切り替わってきたのががわかります。また、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護がマイナス 25.8%となっている理由としては、人員確保が難しくて、定員まで受け入れが難しい現状があるというのを聞いております。次の地域密着型通所介護はマイナス 36.0%となっていますが、令和３年度末で１ヶ所、通常の通所介護に移行したことから、減っています。認知症対応型共同生活介護については、令和５年 12 月末で１ヶ所の事業所が閉鎖したので、その分給付費にも表れています。

増加で顕著なものは、福祉用具購入費 33.6%増、予防給付の福祉用具購入費は 74.1%増でした。これは令和６年度から購入できる福祉用具の品目が増えたことと、家の中の環境を整え、安全を確保していこうという傾向が強いようです。このように、給付が増えている現状ではありますが、介護予防のための利用と考えると、好ましい傾向ではないかと考えております。

最後に、施設サービスについてです。介護老人福祉施設はプラス 13.9%でした。特別養護老人ホームの待機者は、令和５年度　80 人、令和６年度は 71 名と減っています。葉山町内の特養さんの定員の増減は無いので、他市町村の施設の利用も含めて増えているという現状がわかります。療養型医療施設から介護医療院に移行する経過的な措置が令和５年度末で終了しました。

４ページ目、第１号被保険者（65 歳以上）の１人当たりの給付額の推移ですが、年々上がってきています。計画冊子９ページにあるように、年齢が上がるほど認定率が上がる状況から、今後さらに上がる見込みです。また、近隣市町村との比較では、葉山町まだ低いことがわかります。一定の介護予防の成果や、町民それぞれの健康意識の高さが葉山町の給付を抑えていると考えております。

５ページ目、貯筋運動に地域の方主体で取り組んでいただいてますが、担い手不足や高齢化の課題が大きく、団体数が増えないのが現状です。また、水中歩行教室の参加者からは、非常に高い評価を得ていますが、参加できる対象者が限られています。さらに、健康寿命の延伸に向けた未病改善の取り組みと、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、町民健康課保健師と共に取り組んで参ります。

６ページ目、（参考資料２）令和６年９月から新規事業として、高齢者おでかけタクシー券の交付を始めました。今現在約 1,700 名の申請がありましたが、予測より少ない現状です。つぎに、(4)介護予防日常生活支援総合事業ですが、要支援１、２あるいはチェックリスト該当者を対象に、介護予防のための通所や訪問サービスを受けられるものです。通所サービスを中心に伸びております。こちらも、介護予防のために必要な給付と考えています。

８ページ目、（参考資料３）認知症対策講演会を、来月２月８日（土）10 時より、福祉文化会館で開催します。新薬治療の第一人者の先生をお招きし、認知症の予防や地域での支え合い等の内容です。

最後に 10 ページ目、第９期で基準額月 5,400 円に設定した介護保険料ですが、近隣他市と比較すると一番低いです。このまま介護予防を進め、今後の介護保険料の上昇を少しでも抑制できるように、また 10 期策定に向けて、皆さんと一緒に検討できればと考えております。事務局からは以上になります。

玉川会長：丁寧なご説明ありがとうございました。資料から、2040 年にかけて少子高齢化というのは全国共通の

話ですが、1 ページの下を見ると、葉山の高齢化率が全国よりも上回っている。そうした中で、認定率が比較的低く、結果として最後の給付のための保険料も低く抑えられているとのことです。それを個別に 3 ページ以下で特に増減があったところを中心に事務局のお考えをお話しいただきました。数字と現場では若干温度差があると思います。施設のニーズが介護予防によって抑えられているのか、それともサービス提供体制や整備などの議論があると思いますが、皆様からご質問やご意見はありますでしょうか。では岩﨑先生。

岩﨑副会長：4 ページの上グラフ、第 1 号被験者一人あたりの給付月額の単位が、桁が大きく読みにくいため、何千円、何万円という書き方にしてはどうか。また、小数点は不要では。左右のズレについて説明が欲しい。

事務局中込：左は帯グラフの年間介護費用額を表し、右は折れ線グラフの第 1 号被保険者一人あたり月額となっております。見える化システムを活用した表になるため、単位等が修正できないものですが、今後見やすい資料となるよう、改善していきたいと思います。

玉川会長：この介護保険の見える化システムは、研究者でも個人登録すれば見れるデータです。そのデフォルトの作表機能で作ると勝手にメモリまで含まれ出てくるので、小数点等を消すのは難しいかもしれません。おっしゃる通り貼り付けるにあたっては、何か工夫できないか考えた方が良いかもしれません。
他いかがでしょうか？はいお願いします。

宮川委員：1 点目は 3 ページの認知症対応型共同生活介護で、給付費が減ったところは、びゃくしんの苑がなくなったからかと思いますが、びゃくしんさんの閉鎖で町民は困らないのでしょうか。2 点目は、介護認定されていなくても、階段に手すりを付けて町からの補助を受けることができるとのことですが、これは、皆様が納める介護保険料から出てるのかどうか。3 点目は、認知症対策講演会でご講演いただくのは、湘南鎌倉総合病院の川田先生でしょうか？家族がパーキンソン病で川田先生にかかり始めてから、症状もですが、ふらつきが少なくなり、すごい先生だと感じていることをお伝えしたくて。以上でございます。

玉川会長：質問のところについて答えられることがあれば事務局お願いします。

事務局中込：1 点目の、認知症対応型共同生活介護の減は、おっしゃる通り令和 5 年 12 月にびゃくしんの苑の閉鎖により、葉山の里だけになった給付額となります。最近の傾向として、認知症の方が、在宅生活が難しくなった場合の選択肢として、グループホームも一つですが、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム等があります。葉山の里の待機状況等を、守谷委員に聞いてみたいのですが。

守谷委員：今の現状は、1 箇所閉鎖したことにより葉山の里の待機者がドーンと増えたかというと、それはないです。近年変わらず、待機者数は 1～2 人ぐらいで推移しています。これは多様な施設ができているからではないかと感じてます。認知症の方が行き場がなくなって困っているという声は特には聞かないですね。どこかに入れているというところです。以上です。

事務局中込：2 点目の住宅改修のお話についてですが、補助を受ける選択肢は三つあります。要介護認定を受

けて介護保険で行うものと、介護認定を受けていない在宅の高齢者のための補助、もう一つが産業振興課で行っている町内の事業者を使ってリフォームをする補助です。ご質問の補助は介護保険ではなく、在宅高齢者住宅改修費助成金になります。

玉川会長：ありがとうございます。他にないようでしたら、議題の５、今後の委員会スケジュールについて事務局の方から資料を用意していただいておりますので、説明お願いします。

事務局中込：資料４をご覧ください。今期３年間のスケジュールになっております。今年度第１回運営委員会は本日になります。来年度は、アンケート内容を検討するため、11 月頃 1 回の運営委員会を予定しております。その年明けにアンケートを実施します。そして最終年の令和８年度は、計６回程度の運営委員会を予定しており、第 10 期の計画策定の作業になります。アンケート結果の分析や課題、そして方向性を検討してから、計画骨子・素案作成を 12 月にかけて行います。年末年始に住民の方からのパブリックコメントを募集します。その後、最終案を作成し、保険料設定の検討が最終段階になります。今後ともどうぞご協力をお願いいたします。

玉川会長：何かお気づきの点とか確認したい点とかあればよろしくお願いします。３年間の中で、いろいろ制度が変わったり、方針も変わって、その評価が分からないという時点で次を作り始めなければならない、非常に忙しいサイクルですが、葉山町でもしっかりと変化を追いかけて、次の計画に繋げていくことができればと思っております。
議題６、その他ですが、事務局の方からありましたらお願いいたします。

事務局中込：はい。その他については事務局からはございません。

玉川会長：はい。それでは葉山町介護保険事業計画等運営委員会を閉会させていただきます。初めて当委員会での司会で不慣れなところもありまして申し訳ありませんでした。また引き続きよろしくお願いいたします。

第９期（令和６年度～8 年度）第１回 葉山町介護保険事業計画等運営委員会次第

日 時：令和７年１月 23 日（木）13:00～
場 所：葉山町役場３階 協議会室２

1 あいさつ

2 会長及び副会長の選任について

3 高齢者福祉計画 介護保険事業計画について

4 第９期 葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況

5 今後の委員会スケジュールについて

6 その他

（配布資料）

資料１ 葉山町介護保険事業計画等運営委員会傍聴要領
資料２ 高齢者福祉計画 介護保険事業計画について
資料３ 第９期 葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況
資料４ 第９期(令和６年度～令和８年度)葉山町介護保険事業計画等運営委員会スケジュール
参考資料１ ともにはぐくむ介護保険（パンフレット）
参考資料２ 高齢者おでかけタクシー（チラシ）
参考資料３ 葉山町認知症対策講演会（チラシ）
参考資料４ 葉山町高齢者みまもりにご協力ください（チラシ）

葉山町介護保険事業計画等運営委員会委員名簿（第９期）

任期：令和７年１月１日～令和９年３月31日

	構　成	氏　名	所 属 機 関
1	規則第３条第１項１号 （被保険者）	木 内 シ ヅ	介護保険被保険者（町民公募）
2	規則第３条第１項１号 （被保険者）	相 澤 寶 子	介護保険被保険者（町民公募）
3	規則第３条１項２号 （学識経験を有する者）	玉 川 淳	神奈川県立保健福祉大学
4	規則第３条１項３号 （保健医療関係者）	岩 﨑 仁 彦	逗葉医師会
5	規則第３条１項３号 （保健医療関係者）	加 茂 公 隆	逗葉歯科医師会
6	規則第３条第１項４号 （福祉関係者）	守 谷 勝	葉山清寿苑
7	規則第３条１項４号 （福祉関係者）	山 岡 明 美	神奈川県鎌倉保健福祉事務所
8	規則第３条第１項４号 （福祉関係者）	中 野 徹	葉山町社会福祉協議会
9	規則第３条１項４号 （福祉関係者）	宮 川 康 代	葉山町民生委員児童委員協議会

（敬称略）

資料１

葉山町介護保険事業計画等運営委員会傍聴要領

（趣旨）
第１条　この要領は、葉山町介護保険事業計画等運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の資格）
第２条　傍聴者は、次に掲げる者とする。
（１）町内に在住している者
（２）町内に通勤している者

（傍聴者の決定等）
第３条　傍聴者の定員は、約 10 人とし、会長が会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。
２　傍聴者になることを希望する者は、会議の開催前日までに事務局に申し込むものとする。
３　傍聴者になることを希望する者が第１項の定員を超えたときは、申し込み順とするものとする。
４　傍聴者には、会長が定めるところにより、会議資料の全部若しくは一部又は審議事項が分かる資料を提供するものとする。

（委員会の会議を傍聴することができない者）
第４条　次の者は、委員会の会議を傍聴することができない。
（１）決定した傍聴者以外の者
（２）審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
（３）銃器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他秩序を乱すおそれがあると認められる者

（傍聴者が守るべき事項）
第５条　傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
（１）携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切ること。
（２）写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等を使用しないこと。
（３）静粛を旨とし、意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすること等意見聴取の妨げになるような行為をしないこと。
（４）新聞又は書籍の類を閲覧しないこと。
（５）飲食及び喫煙をしないこと。
（６）やむを得ない場合を除き、傍聴中、入退席しないこと。
（７）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（秩序の維持）
第６条　会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。
２　会長は、前項の指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

（実施細目）
第７条　この要領に定めのない事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則
この要領は、平成 15 年 11 月７日から施行する。

資料2

高齢者福祉計画　介護保険事業計画について

介護保険法抜粋

（市町村介護保険事業計画）

第１１７条　**市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。**

２　市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二　各年度における地域支援事業の量の見込み

三　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四　前号に掲げる事項の目標に関する事項

３　市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二　各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三　介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四　指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

五　指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

六　認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係

る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

４　市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

５　市町村は、第２項第１号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第１１８条の２第１項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

６　市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第２０条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

７　市町村は、第２項第３号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

８　市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

９　市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第５条第１項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

１０　市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第１０７条第１項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第４条の２第１項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

１１　市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

１２　市町村は、市町村介護保険事業計画（第２項第１号及び第２号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

１３　市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

老人福祉法抜粋

（市町村老人福祉計画）

第２０条の８　市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

３　市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

４　市町村は、第２項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たつては、介護保険法第１１７条第２項第１号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第１号訪問事業及び第１号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

５　厚生労働大臣は、市町村が第２項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。

６　市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

７　市町村老人福祉計画は、介護保険法第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

８　市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

９　市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

１０　市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

資料３

第９期　葉山町高齢者福祉計画･介護保険事業計画の進捗状況　令和６年度資料

１　高齢者数等の推移

（１）葉山町の人口の推移［計画Ｐ７］

葉山町の人口は減少傾向にあるものの、75 歳以上の高齢者数は増加し続けており、この傾向は 2040 年に向け続いていくものと見込まれています。また、生産年齢人口割合が減少する見込みのため、2040 年に向けて介護の担い手不足の課題が大きいと考えられます。

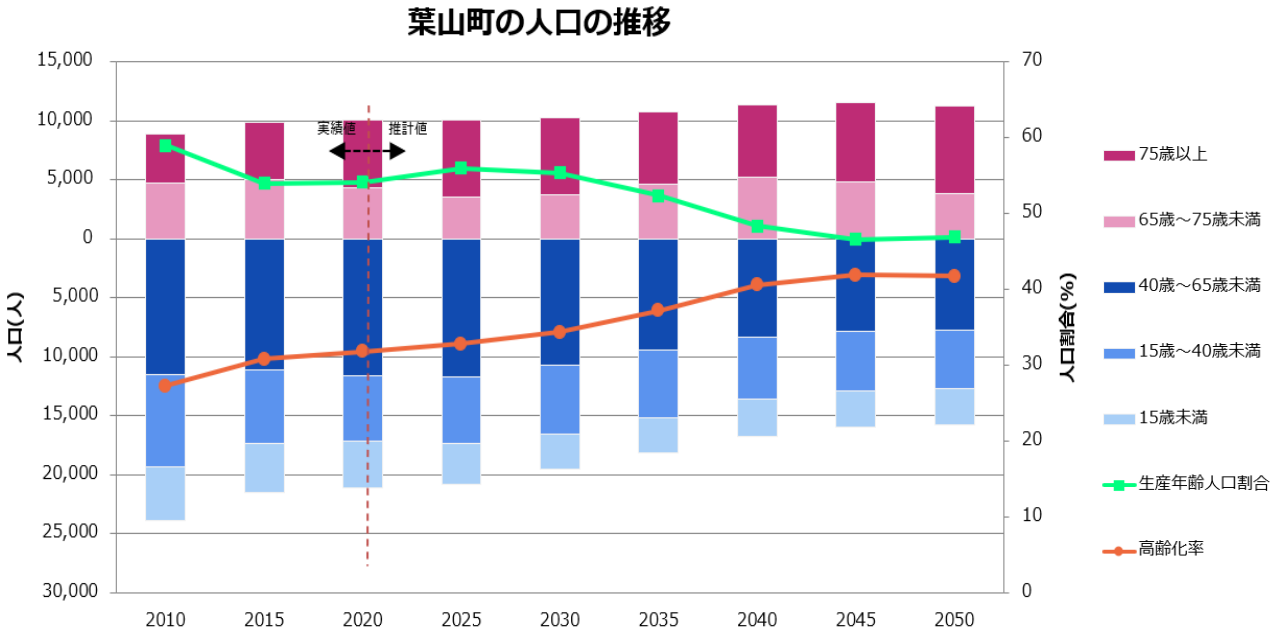

（出典）2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」
2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

		2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
人口	（人）	32,766	32,096	31,665	30,884	29,800	28,848	28,089	27,516	27,051
15歳未満	（人）	4,476	4,192	3,955	3,481	3,030	2,995	3,100	3,154	3,070
15歳～40歳未満	（人）	7,844	6,272	5,592	5,597	5,797	5,699	5,302	5,055	4,931
40歳～65歳未満	（人）	11,494	11,066	11,564	11,691	10,714	9,410	8,291	7,779	7,752
65歳～75歳未満	（人）	4,790	5,057	4,399	3,541	3,794	4,646	5,244	4,868	3,888
75歳以上	（人）	4,159	4,833	5,672	6,574	6,465	6,098	6,152	6,660	7,410
生産年齢人口	（人）	19,338	17,338	17,156	17,288	16,511	15,109	13,593	12,834	12,683
高齢者人口	（人）	8,949	9,890	10,071	10,115	10,259	10,744	11,396	11,528	11,298
生産年齢人口割合	（%）	59.0	54.0	54.2	56.0	55.4	52.4	48.4	46.6	46.9
高齢化率	（%）	27.3	30.8	31.8	32.8	34.4	37.2	40.6	41.9	41.8
高齢化率（神奈川県）	（%）	20.1	23.6	25.0	26.5	27.9	30.2	32.9	34.3	35.0
高齢化率（全国）	（%）	22.8	26.3	28.0	29.6	30.8	32.3	34.8	36.3	37.1

（出典）2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」
2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

（２）要介護認定者数の推移［計画Ｐ８］

全ての介護度において、要介護認定者数が増加傾向にあります。今後、75 歳以上高齢者の増加に伴い、さらに要介護認定者の増加が見込まれるため、今後も介護予防および重症化予防の取り組みが重要となります。

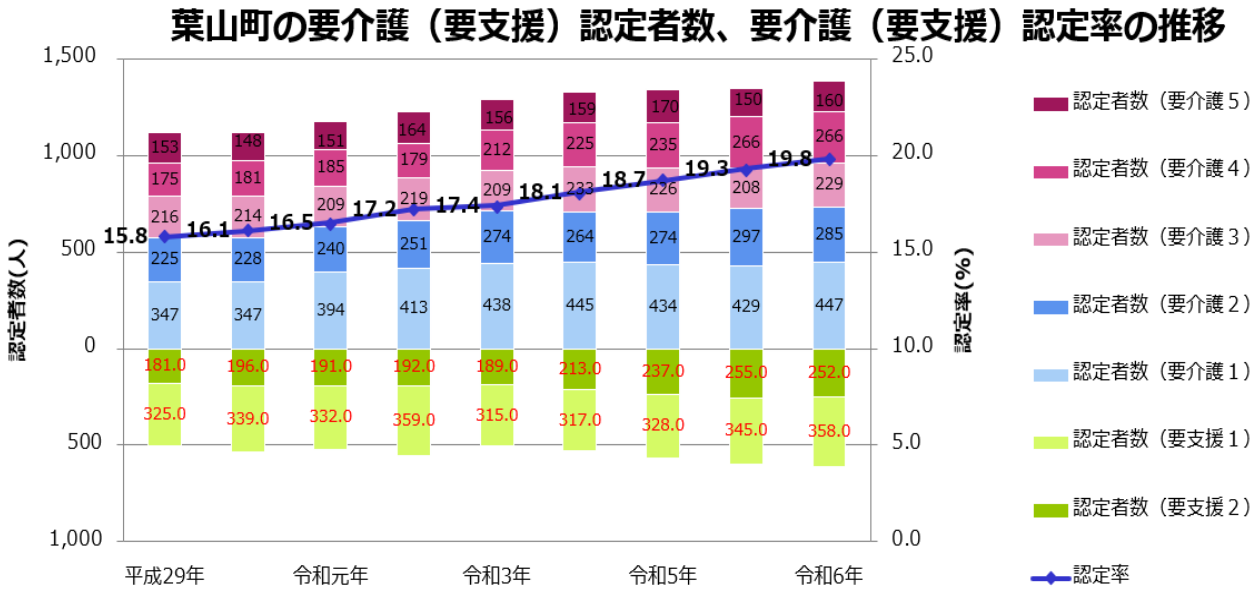

（出典）平成28年度から令和4年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和5年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和6年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

（３）近隣自治体との要介護認定率の比較（地域包括ケア「見える化システム」）

軽度認定者（要支援１・２、要介護１）の認定率は、近隣自治体と比べ低いことが分かりました。

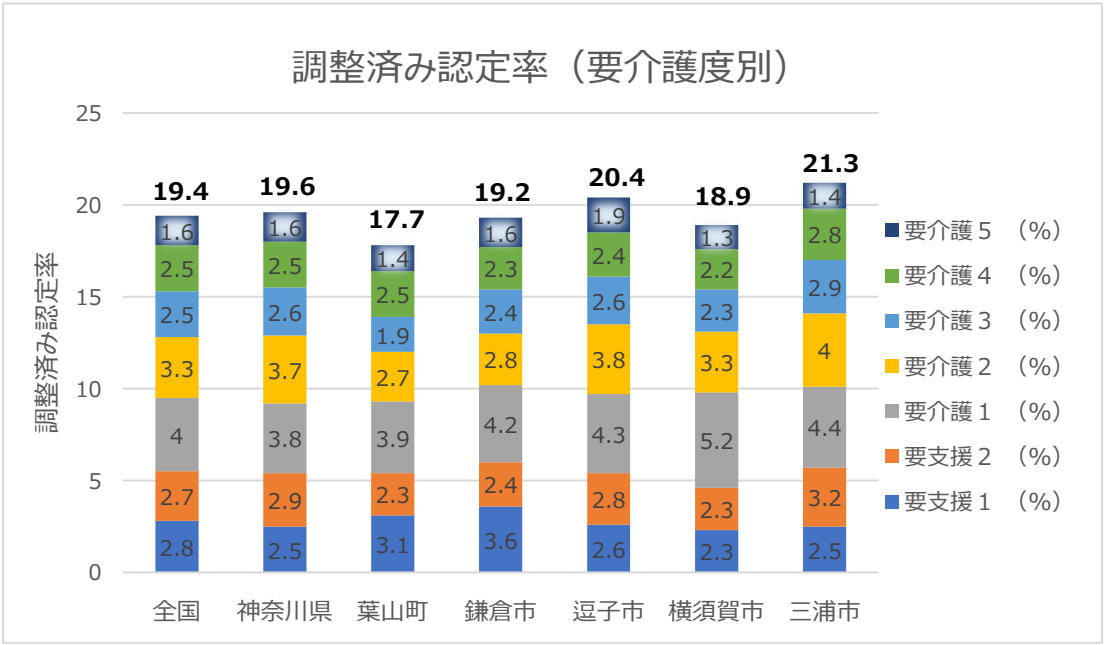

※時点）令和5年(2023年)
※出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

（４）介護給付費の推移［計画 P10～14］

(1)介護給付サービス

①居宅サービス［計画P10］

単位：千円

給付費	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度見込	令和３・６年度比較	比率
訪問介護	202,529	230,972	245,272	260,452	57,923	28.6%
訪問入浴介護	26,661	28,437	29,168	28,941	2,280	8.6%
訪問看護	122,023	125,498	133,360	152,669	30,646	25.1%
訪問リハビリテーション	10,424	10,094	8,091	8,292	-2,132	-20.5%
居宅療養管理指導	57,278	64,447	68,844	75,300	18,022	31.5%
通所介護	186,181	221,789	231,265	249,532	63,351	34.0%
通所リハビリテーション	94,264	103,044	111,958	113,055	18,791	19.9%
短期入所生活介護	83,881	94,435	86,675	97,515	13,634	16.3%
短期入所療養施設（介護老人保健施設）	4,652	9,595	9,293	6,883	2,231	48.0%
特定施設入所者生活介護	328,691	342,021	367,745	406,531	77,840	23.7%
福祉用具貸与	83,424	90,544	87,516	94,228	10,804	13.0%
福祉用具購入費	2,728	2,226	2,688	3,644	916	33.6%
②地域密着型サービス［計画P11］						
認知症対応型通所介護	28,438	25,621	24,776	21,107	-7,331	-25.8%
地域密着型通所介護	90,066	59,152	60,987	57,607	-32,459	-36.0%
小規模多機能型居宅介護	74,064	73,194	87,168	75,452	1,388	1.9%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,138	16,494	19,580	19,816	4,678	30.9%
認知症対応型共同生活介護	81,049	82,783	69,448	57,270	-23,779	-29.3%
③その他サービス［計画P11］						
住宅改修費	7,163	5,259	7,535	9,575	2,412	33.7%
居宅介護支援	129,803	135,295	134,238	152,707	22,904	17.6%
④施設サービス［計画P12］						
介護老人福祉施設サービス	532,357	544,486	553,084	606,423	74,066	13.9%
介護老人保健施設サービス	350,577	301,068	308,832	311,966	-38,611	-11.0%
介護療養型医療施設	3,983	0	0		-3,983	-100.0%
介護医療院サービス	0	0	0	2,808	2,808	-

(2)予防給付サービス

①介護予防サービス［計画P13］

介護予防訪問看護	10,109	10,030	14,428	14,887	4,778	47.3%
介護予防訪問リハビリテーション	1,997	631	298	545	-1,452	-72.7%
介護予防居宅療養管理指導	4,885	4,702	5,027	5,363	478	9.8%
介護予防通所リハビリテーション	11,476	9,210	8,678	11,832	356	3.1%
介護予防短期入所生活介護	428	957	791	1,593	1,165	272.2%
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	0	63	0	0	-
介護予防特定施設入居者生活介護	15,535	18,101	20,138	19,085	3,550	22.9%
介護予防福祉用具貸与	7,375	8,544	10,123	10,731	3,356	45.5%
介護予防福祉用具購入費	814	1,188	1,313	1,417	603	74.1%
②地域密着型サービス［計画P14］						
介護予防小規模多機能型居宅介護	9,247	5,737	3,950	4,667	-4,580	-49.5%
③その他サービス［計画P14］						
介護予防住宅改修費	6,260	5,584	7,158	6,383	123	2.0%
介護予防支援	9,685	10,806	12,255	13,113	3,428	35.4%

（５）第１号被保険者一人あたりの給付月額

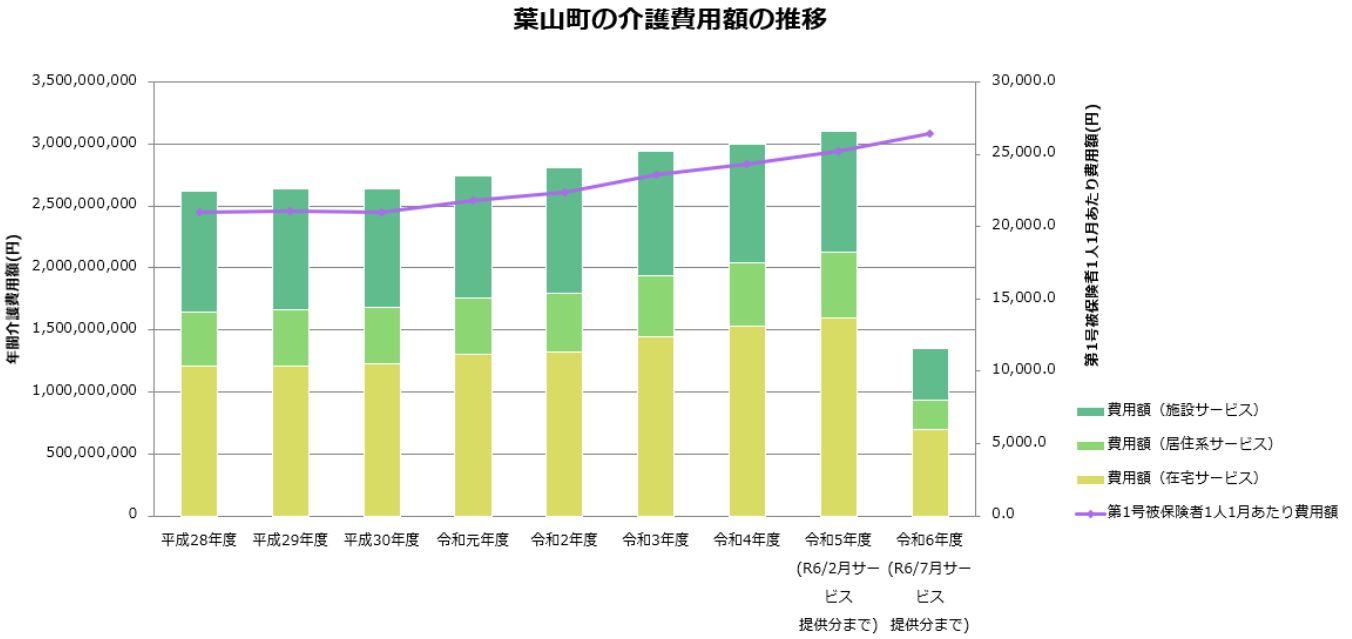

（出典）【費用額】平成28年度から令和4年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和5年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和6年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

施設・居住系サービス費用額は、大きな増減は無いが、在宅サービスについては増加傾向にあります。在宅サービス費の増加を主要因として、一人当たりの介護費月額の上昇が続いています。限りある社会資源を有効活用し、介護サービスのみならず地域の多様なサービスを含め、また医療・介護の連携を促進し真に必要なサービスを適切に提供する体制の構築が重要となっています。

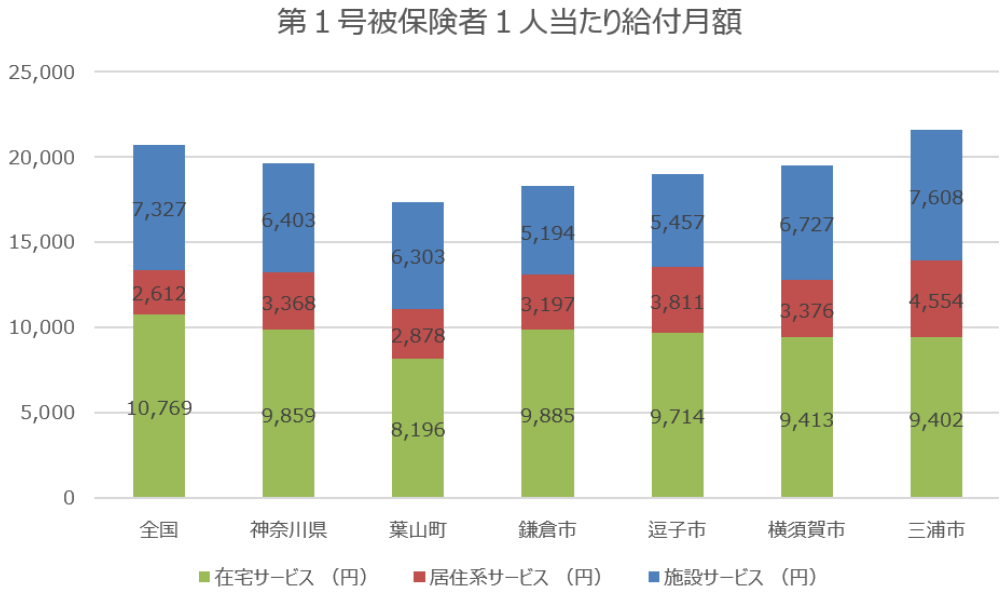

近隣市町村と比べ、各サービスにおいても第１号被保険者一人当たり給付月額は、低い状況です。引き続き、介護予防や給付適正化の取り組みを強化していく必要があります。

2　施策の展開［P44］

令和６年度（令和７年１月現在）までの高齢者福祉事業の進捗状況は以下のとおりです。

元気で健康な状態を維持する

（１）貯筋運動の普及［計画 P44］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施団体数	26	27	27	28

各団体週 1 回程度活動しています。年 2 回、公認講師よる正しい体操の実技と筋厚測定を励みに取り組み、効果が出た参加者はこれまで 63%でした。参加者数も増えてきています。しかし、団体の担い手不足や高齢化による課題はあり、町が伴走支援していきます。

（２）介護予防の推進

〇介護予防水中歩行教室［計画 P45］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ参加人数	53	103	100	94

スポーツクラブに委託している当事業の参加者からは、非常に高い評価を得ています。しかし、現地まで自力で通えることが条件となり、対象が限られ、新規希望者を優先しているもののリピーターが多いのが現状です。より多くの方に参加してもらうため、周知方法等の工夫を行っていきます。

〇健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取り組み［計画 P46］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
口腔・栄養講座 実施回数	0	1	18	32
認知症講座 実施回数	0	10		

町民健康課が実施している、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と協働し、管理栄養士や歯科衛生士、保健師が地域に出向き、各講座を実施しています。

（３）介護予防ケアマネジメント事業の充実　地域包括支援センター運営協議会にて

（４）包括的・継続的ケアマネジメント事業　地域包括支援センター運営協議会にて

（５）外出支援事業［計画 P48］

〇京急ふれあいパス補助事業

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度(上半期分のみ)
利用人数	1,622	1,618	1,671	860

バス運賃の上昇に伴い、令和 6 年度から補助金額を 3,500 円に上げ、半年分のパスを 18,500 円で購入できるようになりました。

○無料送迎サービス［計画 P48］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ参加人数	53	103	465	372

○<新>高齢者おでかけタクシー券

高齢者の外出を促し、介護予防に繋げる目的で、令和 6 年 9 月からスタート。月 2 枚 500 円券を年度内月数分交付しています。

	令和６年度１月現在
申請者数	対象者約 5,300 人中　約 1,700 人

地域でお互い助け合いながら暮らしていく

（１）地域福祉活動への支援

○生活支援体制整備事業［計画 P49］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
第 2 層協議体数	7	7	7	7

各自治会単位で設置されることを目標に、イトーピア地区に働きかけています。

（２）地域ケア会議の推進［計画 P49］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
開催回数	0	1	1	3

複雑な課題のある対象者が増えており、支援者の負担が大きいのが現状です。ケアマネ等が一人で抱え込まず、地域ケア会議で話し合うことで、状況が好転した事例があります

（３）生きがいミニデイサービス事業［計画 P50］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ参加人数	2,500	4,520	5,152	年度末集計予定

コロナ禍には、地域住民同士のつながりが薄れてしまっていましたが、他者と交流することや健康を維持するための介護予防の重要性等が再認識されつつあります。引き続き、関係団体への支援を行っていきます。

（４）介護予防・日常生活支援総合事業［計画 P51］　（延べ利用件数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度見込み
訪問型サービス	910	963	1,010	1,092
通所型サービス	1,503	1,804	2,198	2,640
介護予防 ケアマネジメント	1,488	1,675	1,867	2,088

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問型サービスA	0	0	0	0
訪問型サービスB	0	0	0	0
訪問型サービスC	0	0	0	1
訪問型サービスD	1	1	1	1
通所型サービスA *1	1	1	1	1
通所型サービスB	1	1	1	1
通所型サービスC	0	0	1	1

現行相当の事業所を含め総合事業利用は増え続けています。しかし、サービスA（基準緩和したサービス）やB（住民主体による支援）の実施団体が増えていない現状です。2040 年に向けて、このような社会資源の創出が重要であるため、生活支援体制整備事業との連携等により、積極的に働きかけていきます。

（５）高齢者虐待防止への取組み［計画 P52］

町民の意識が高まったためか、近所の方からの相談件数が増えています。また、関係機関の連携により早期対応ができた事例もあり、更なる連携強化に努めていきます。

今後、介護施設職員への虐待防止に関する研修等を実施していきます。

（６）安全・安心な地域づくり［計画 P53］

近年の高齢者をターゲットにした特殊詐欺等を防ぐために、葉山警察と連携し、注意喚起や相談活動等を実施していきます。

また災害時に備え、これまで作成していた避難行動要支援者リストから個別避難計画の作成にシフトしていくため、ケアマネや民生委員等と連携し進めています。

さらに、各種感染症は依然として流行を繰り返しており、集団での蔓延を防ぐ方策を、介護関係機関と連携し引き続き講じていきます。

（７）社会参加の促進［計画 P55］

引き続き、老人クラブやねんりんふれあいの集い事業への支援を行っていきます。また、高齢者に限らない生涯学習の活動についても、社会参加の場の選択肢を広げるための支援を行っていきます。

高齢者の社会参加の現状把握を令和 7 年度アンケートで実施する予定です。

（８）就業の支援［計画 P56］

高齢者の就業の現状把握を令和 7 年度アンケートで実施する予定です。

認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

（１）認知症について理解する［計画 P57］

○世界アルツハイマー月間（９月）に併せたパネル展示を実施しました。

○認知症対策講演会［計画 P57］

令和７年２月８日（土）、認知症治療の第一人者湘南鎌倉総合病院の川田医師をお呼びし、葉山町福祉文化会館ホールにて講演会を実施する予定です。

○認知症サポーター養成講座［計画 P58］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
開催回数	5	3	5	2

今後は、小中学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、多世代で見守れる地域づくりを目指します。

○認知症等行方不明ＳＯＳネットワーク［計画 P60］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録者数	56	72	81	90

○成年後見制度の利用促進

成年後見に関する相談は年々増加しています。今後必要になる備えを理解し、社会資源等を選択できるよう社会福祉協議会と連携して、支援していきます。

年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、暮らしていけるまちとする

（１）高齢者への生活支援の充実

○緊急通報システム［計画 P62］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	1,329	1,209	1,121	907

○配食サービス

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	292	272	382	321

○無料入浴サービス［計画 P63］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	484	692	594	480

○在宅高齢者住宅改修助成事業

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	9	5	13	21

○ふれあいごみ収集［計画 P64］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	40	58	53	46

○養護老人ホームへの措置

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人数	2	2	2	2

（２）日常的な見守り活動や助け合い活動の推進［計画 P65］

まちぐるみや事業をとおして日常的な見守り活動を、引き続き行っていきます。また、孤独死対策としても見守り活動は重要であり、チラシを作成して見守りの視点を共有していきます。

3　施設サービスの整備状況［P78~］

第８期（令和３年度～令和５年度）の介護保険事業所の増設実績及び第 9 期の計画については、以下のとおりです。

	第８期			第９期	
	既存施設数	増設実績	期末施設数	増設計画	期末施設数
介護老人福祉施設	2	0	2	0	2
地域密着型 介護老人福祉施設	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	1	0	1	0	1
介護医療院	0	0	0	0	0
認知症対応型 共同生活介護	3	0 1 か所閉鎖	2	1	3
特定施設 （介護付有料老人ホーム）	4	0	4	0 1 か所閉鎖	3

※認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の値はユニット数

4　介護保険料基準額設定について

	基準額
全国平均	6,225 円
神奈川県平均	6,340 円
葉山町	5,400 円
鎌倉市	5,500 円
逗子市	5,810 円
横須賀市	6,100 円
三浦市	6,800 円

資料４

第９期（令和６年度～令和８年度）介護保険事業計画等運営委員会スケジュール（案）

年度	暦月	運営委員会	審議依頼予定事項
6	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1	○第１回運営委員会	○委員委嘱、○第５年度の事業実績報告、○今後のスケジュール検討ジュール検討
	2		
	3		
7	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11	○第２回運営委員会	○令和６年度の事業実績報告、○現状の問題点の整理 ○計画策定にかかるアンケート調査の内容検討 ～アンケートの実施～
	12		
	1		
	2		
	3		
8	4		
	5		
	6	○第３回運営委員会	○令和７年度の事業実績報告、○アンケート結果の分析 ○第 10 期計画策定に向けた課題検討
	7		
	8	○第４回運営委員会	○第 10 期計画の方向性の検討
	9		
	10	○第５回運営委員会	○施設整備計画の検討、○計画の骨子の検討
	11		
	12	○第６回運営委員会	○計画素案の検討、○介護保険料の検討 ～パブリックコメントの実施～
	1	○第７回運営委員会	○介護保険料の設定、○パブリックコメントの結果報告
	2		
	3	○第８回運営委員会	○第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定